

諮問番号：令和4年度諮問第17号

答申番号：令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、障害の程度をA(重度)とする療育手帳の交付を受けていたところ、令和4年1月20日、神戸市□福祉事務所長を通じて、処分庁に対し、同日付け療育手帳再判定申請書により、次期判定年月の到来を理由とする療育手帳の再判定に係る申請(以下「本件申請」という。)をした。

神戸□福祉事務所の担当職員は、同日、本件申請に係る審査請求人の障害の程度に関して、審査請求人の母より、基礎調査表の項目について聴取を行った。

2 神戸□福祉事務所長は、令和4年4月20日、神戸市障害者更生相談所長(以下「更生相談所長」という。)に対し、本件申請に係る書類を送付した。

3 更生相談所長は、令和4年5月31日、審査請求人及び審査請求人の母を更生相談所に来所させ、更生相談所において、本件申請に係る判定を実施した。

4 処分庁は、令和4年6月13日、上記3の判定結果を踏まえ、神戸市療育手帳制度実施要綱(昭和49年2月28日民生局長決定。以下「本件要綱」

という。)に基づき、審査請求人の療育手帳の障害等級がB 1 (中度)に該当すると決定し、同月20日、神戸市□福祉事務所長を通じて、審査請求人に対し、療育手帳及び「療育手帳の交付を受けた方へ」と題する書面を交付した(以下「本件処分」という。)

- 5 審査請求人は、令和4年7月4日、本件処分を取り消す、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

この度の療育手帳のB判定が、前回のA判定手帳と違うことを初めて知った。

今まで、父さんや母さんと色々な施設を利用出来た所や、車でも遠くまでも連れて行ってくれたのに。いまは、簡単には行けなくなった。楽しみにしていた事もたくさんあったのに残念です。また友達も審査請求人の療育手帳が変だと言って仲間はずれになった。せっかく友達や職場の仲間も皆な審査請求人もそう言う事ではなれる。父さん母さんも審査請求人のためにお役所に行ってこの件を元の手帳に戻してくれるよう言ってくれています。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 療育手帳制度は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)は身

体障害者手帳の制度を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日）は精神障害者保健福祉手帳の制度をそれぞれ定めているが、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）は、知的障害者に対してそのような手帳制度を法定していないため、厚生事務次官は、昭和48年9月27日、「療育手帳制度について」（厚生省発児第156号。以下「事務次官通知」という。）と題する通知を都道府県知事等に発出し、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくすることを目的とする「療育手帳制度要綱」を定め、その中において、交付対象者、実施主体、手帳の名称及び記載事項、手帳の交付手続、交付後の障害の程度の確認、記載事項の変更の届出、国の補助について明らかにし、さらに、厚生省児童家庭局長は、同日、「療育手帳制度の実施について」（児発第725号。以下「局長通知」という。）と題する通知を都道府県知事等に発出し、療育手帳の活用方法、名称及び記載事項、障害の程度の判定方法、交付手続、交付後の手続、交付台帳の作成等制度内容の詳細を明らかにしている。これらに基づいて、処分庁においても、療育手帳の制度を実施することにして本件要綱を定めるとともに、神戸市療育手帳判定基準（平成22年7月30日保健福祉局長決定。以下「本件判定基準」という。）を定めている。

このように、療育手帳制度は、処分庁が法律上の根拠によらずに本件要綱に基づいて定めている制度であることから、処分庁はその制度設計や判定基準の設定にあたって広範な裁量権を有することになるところ、処分庁が定めた本件判定基準の内容に不合理な点は認められないことから、障害の程度の判定は本件判定基準を当てはめて行うことができる。

- (2) 本件要綱は、障害の程度を知的能力と社会生活能力等からの総合判断により行うこと（第5条第6項）、障害の程度が中度に区分される場合は、療育手帳における障害の程度の記載はB1となること（第5

条第5項)を定め、本件判定基準は、知的能力が「重度」で社会生活能力が「軽度」の場合には、障害の程度は「中度」と判定すると定めている。

本件要綱第5条第6項は、知的能力をIQによって区分することを定めているのに対し、本件要綱に基づいて定められた本件判定基準ではIQ(知能指数)又はDQ(発達指数)により判断すると定めており、審査請求人についてはDQの測定が行われている。本件要綱においてIQによって区分すると規定されているものを、本件要綱第14条に基づいて定められた本件判定基準においてDQによる区分も許容していることには問題があり、規定を整備し直すことが必要となるものの、IQもDQも人の成長の程度を指数化するために一般的に用いられているものであるし、本件では、審査請求人の知的能力の判定結果は「重度」となっており、平成29年4月の前回申請時から変更はなく審査請求人に不利益が生じているとは認められないことから、DQによって判定したことによって本件処分の取消しが必要となるだけの違法又は不当であったとまではいえない。

- (3) 審査請求人には、更生相談所長が本件要綱に定める判定機関の長となって判定が行われており、更生相談所長は、令和4年5月31日、審査請求人及び審査請求人の母を更生相談所に来所させ、更生相談所において、知的能力の検査として、新版K式発達検査2020によって発達指数(DQ)の検査を、社会生活能力の調査として、審査請求人の母が記載した「社会生活能力調査表」の内容に基づいて審査請求人及び母から生活能力の聴取をそれぞれ実施している。これにより、更生相談所長は、審査請求人の知的能力についてDQ30、社会生活能力について62点と判定している。

審査請求人に対する知的能力の検査は、新版K式発達検査2020に基づいてDQの判定が行われている。この検査方法は発達指数の評価方法として一般的なものであるし、その検査結果はDQ30であって

平成29年4月に行われた前回の検査と同じ「重度」に区分されるものであり、その検査方法や検査結果が不当であることを窺わせる事情は認められない。

社会生活能力は、本件判定基準において、「SM社会生活能力検査」又は「社会生活能力調査表」等により測定すると定められており、審査請求人は「社会生活能力調査表」により測定されている。更生相談所長は、社会生活能力の判定にあたって、審査請求人の母が記載した「社会生活能力調査表」の内容を確認しながら面接で質問を行い、面接結果を踏まえて同表の回答の修正を行っている。その修正後の結果によれば、審査請求人は、身辺自立20項目のうち17項目、移動8項目のうち7項目、意思交換16項目のうち11項目、生活文化16項目のうち10項目、家事・職業16項目のうち12項目において肯定的な回答となっているのに対し、支援が必要な事柄は14項目のうち1項目だけとなっており、更生相談所長は、この確認結果を所定の判定方法に当てはめることによって62点（軽度）と判定したものである。この判定の過程や結果が不当であることを窺わせる事情は認められない。

審査請求人は、社会生活能力が平成29年4月の前回の調査では「重度」と判定されていたが、今回の調査では62点で「軽度」と判定されている。

- (4) 以上のとおり、審査請求人は、更生相談所長によってDQ30(重度)、社会生活能力62点（軽度）と判定されたことから、処分庁は、本件判定基準に基づいて総合評価することによって審査請求人の障害の程度を中度（B1）と判定したものである。審査請求人の障害の程度が前回から変更となったのは、社会生活能力が5年前よりも向上したと判定されたことによるものであるが、その判定に違法又は不当な点は認められない。

令和5年2月21日 第1回審議

令和5年3月28日 第2回審議

令和5年4月28日 第3回審議

令和5年5月26日 第4回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁の適用した規範等

- (1) 処分庁は、事務次官通知において定められた「療育手帳制度要綱」及びその具体的取扱いについて定めた局長通知に基づいて、本件要綱を作成し、知的障害者に対する療育手帳制度を実施している。
- (2) 本件要綱によれば、交付対象者の障害の程度については、知的能力と社会生活能力等からの総合判断により行い（本件要綱第5条第6項）、療育手帳における障害の程度を、重度の場合はA、中度の場合はB（1）、軽度の場合はB（2）の3つの障害の区分により表示する（同第5条第5項）こととされている。
- (3) そして、本件要綱の規定では、知的能力について、「重度をIQ35以下、中度をIQ36からIQ50まで、軽度をIQ51からIQ75までとする」と定めているところ、より詳細な判定の基準を定めたものとして、本件要綱第14条に基づく本件判定基準が存在する。これによれば、知的能力の程度は、知能検査により測定された知能指数（IQ）又は発達検査により測定された発達指数（DQ）により判断することとされており、社会生活能力の程度は、「SM社会生活能力検査」又は「社会生活能力調査表」等により測定するとされている。
- (4) また、判定基準の障害等級の判定基準表では、知的能力及び社会生活能力が「重度」の場合には、障害の程度は「重度（A）」と判定し、知的能力が「重度」で社会生活能力が「軽度」の場合には、障害の程度は「中度（B1）」と判定するとされている。

2 処分庁の適用した規範の合理性及び適切性

(1) 処分庁は、療育手帳制度を実施するため本件要綱を定め、本件要綱第14条の規定に基づき、より詳細な判定の基準として本件判定基準を定めているが、知的障害者福祉法の趣旨に照らして、それらの内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。

また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件要綱及び本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、本件要綱及び本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(2) 上記に関して、審査請求人から、本審理手続において、処分庁が、本件処分を行うにあたり、本件要綱及び本件判定基準に準拠することが不合理・不適切であることをうかがわせる特段の事情について具体的主張はなされておらず、特段の事情は認められない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、本件要綱及び本件判定基準に記載された判定方法に従って判断することが相当である。

3 検査方法及び結果

本件では、療育手帳の交付対象者である審査請求人が18歳以上であることから、更生相談所長が判定機関の長となり、審査請求人及び審査請求人の母を更生相談所に来所させ、知的能力の検査として「新版K式発達検査2020」による発達指数(DQ)の検査を行い、社会能力の調査として、審査請求人の母から生活能力の聴取をそれぞれ実施し、審査請求人の知的能力についてDQ30、社会生活能力について62点と判定している。

上記の検査方法は、発達指数の評価方法として一般的なものであり、その検査方法及び検査結果が不当であることを伺わせる事情は認められない。

4 本件処分の適法性等

以上を踏まえて、審査請求人の障害の程度につき、審査請求人の知的能力及び社会生活能力の判定結果を基に判定基準に照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の障害の程度としてはB1（中度）とした処分庁の判断は相当である、と判断した。理由については第4-2(4)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

5 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

6 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治